

# たつの市観光地 Wi-Fi 機器更新及び Wi-Fi サービス提供業務仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、たつの市観光地 Wi-Fi の機器更新の業務委託及び Wi-Fi サービス提供（以下「本業務」という。）における基本的事項を定めるものである。

## 2. 基本要件

### (1) 観光地 Wi-Fi 設置の目的

観光客の誘致促進及び訪日外国人旅行者を含めた来街者の利便性向上を図るため、市内の観光施設等に無料で使える「たつの市観光地 Wi-Fi サービス」を継続実施するもの。

### (2) 本業務の範囲

- ① 本業務に必要なネットワークの設計、設置、設定、動作試験
- ② 本業務に必要なハードウェア、ソフトウェア等の調達、構築
- ③ ハードウェアの稼働および LAN 配線、電気配線の敷設等作業  
既設配線がある場合は利用すること。
- ④ 旧機器の撤去  
取り外した機器（DoSPOT-AP）は、NTT メディアサプライ株式会社へ引き渡すこと。
- ⑤ 本業務におけるサービス提供  
本業務受託者がサービス提供業務を実施すること。

### (3) 本業務受託者の責任範囲

本業務において、Wi-Fi サービスの提供をするために本業務受託者が調達し、構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て本業務受託者が負うものとする。

### (4) Wi-Fi サービスの提供開始時期

令和 8 年 4 月 1 日

### 3. 観光地 Wi-Fi 機器整備内容

#### (1) 整備拠点及び整備内容

No	施設名	住所	AP 数	使用電源	設置形態
1	本竜野駅	龍野町中村 33	1	AC100V	屋内
2	竜野駅	揖保川町黍田 35	1	PoE 給電	屋内
3	道の駅しんぐう	新宮町平野 99-2	1	PoE 給電	屋内
4	道の駅みつ	御津町室津 896-23	1	PoE 給電	屋内
5	龍野歴史文化資料館	龍野町上霞城 128-3	1	PoE 給電	屋内
6	三木露風生家	龍野町上霞城 101-3	1	AC100V	屋外
7	室津海駅館	御津町室津 457	1	AC100V	屋内
8	新舞子	御津町黒崎 1414-7	1	AC100V	屋外
9	かどめふれあい館	龍野町上川原 98	1	PoE 給電	屋内
10	室津出張所	御津町室津 285-2	1	AC100V	屋内
11	室津漁港	御津町室津 493-2	1	AC100V	屋外
12	世界の梅公園	御津町岩見	1	PoE 給電	屋内
13	大正ロマン館	龍野町上霞城 126	1	AC100V	屋内
14	菊屋蔵	龍野町上霞城 126	1	AC100V	屋内
15	ヒガシマル醤油元本社工場	龍野町大手 54-1	1	AC100V	屋外
16	下川原商店街街頭	龍野町下川原 55	1	AC100V	屋外
17	門の外地区街灯	龍野町門の外 13	1	AC100V	屋外
18	上川原地区街灯	龍野町上川原 49	1	AC100V	屋外
19	下川原観光休憩施設	龍野町下川原 144	1	PoE 給電	屋内

注1) 設置形態が屋外の拠点は既設プラボックス (PL20-45KA) 内に AP 等を設置のこと

#### (2) アクセスポイント機器仕様

項目		仕様
通信機能	使用可能周波数	2.4GHz 帯、5GHz 帯
	無線 LAN 規格	IEEE802.11ax/ac/n/a/b/g
	認証方式	WPA2-PSK/WPA3-PSK
	暗号化方式	CCMP (AES)
	同時接続端末数	100 台以上
動作環境	温度条件	0 °C~40°C
	湿度条件	5~95%
使用電源		IEEE 802.3at (PoE+) PoE 給電対応

#### 4. Wi-Fi サービスの提供に係る AP 及び認証システムの基本要件

- (1) Wi-Fi サービスは本業務受託者によるクラウドサービスで提供すること。
- (2) Wi-Fi サービスの AP からクラウドサービスを通じて認証し、インターネット接続すること。
- (3) 導入する AP は、本業務受託者が月額支払い型を調達し構築すること。
- (4) Wi-Fi サービス提供開始後、AP 等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。

#### 5. Wi-Fi サービスの提供に係るその他の基本要件

- (1) 利用者へのサービス提供方法

利用者が Wi-Fi サービスに接続した場合、最初に認証画面の表示を行うこと。なお認証画面は https 等で暗号化されていること。

- (2) 認証画面仕様

日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語に対応すること。

- (3) インターネット接続

AP はそれぞれインターネットに常時接続すること。

- (4) サービス提供時間帯

- ① 24 時間 365 日（システムメンテ等除く。）サービスを提供すること。
- ② AP を設置した施設ごとにサービス提供時間帯を設定可能であること。

- (5) 対応する端末

スマートフォン端末、タブレット端末及びパソコンで動作すること。

- (6) 利用規約

Wi-Fi サービスを利用する際の利用規約を表示できること。

- (7) SSID

「Tatsuno\_City\_Wi-Fi」

#### 6. 接続時間及び接続回数

1 回 30 分、1 日最大 6 回利用可能

#### 7. 利用登録情報

- (1) 認証後のエントリー情報は最大 365 日保持が可能であり、悪意のある利用が明らかになつた場合にその状況が確認できること。
- (2) 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応すること。

## 8. 個人情報等の収集・保管

利用規約に利用登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

## 9. Wi-Fi サービスの提供に係る認証要件

- (1) 認証方法は、利用者の利便性と本人性確認を担保するためにメールアドレス（メールリターン認証）、SNS のアカウントでの認証が出来ること。
- (2) 利用者の利便性向上のため、全国の自治体、主要駅・空港、商業施設等のフリーWi-Fi スポットに接続可能な公衆無線 LAN 接続アプリ (Japan Wi-Fi アプリ等) を用いた認証を可能とすること。

## 10. Wi-Fi サービスの提供に係るセキュリティ要件

- (1) 公衆無線 LAN の利用者端末を保護するために、同一 SSID 間で無線端末同士の通信を禁止すること。
- (2) コンピューターウィルス感染等のリスク低減のために、あらかじめ設定した特定のアプリケーション通信（例：YouTube、Gmail）を停止できること。

## 11. Wi-Fi サービスの提供に必要なインターネット回線要件

### (1) アクセス回線

既存の回線（フレッツ光ネクスト隼）を使用すること。通信事業者がレンタル提供するホームゲートウェイを調達・設置し、インターネットにアクセスする設定を実施すること。

### (2) プロバイダー

プロバイダー利用料がアクセス回線の請求に合算可能なプロバイダーを選択し契約手続きを実施すること。

## 12. Wi-Fi サービス提供に係る災害時の対応要件

災害が発生した場合、利用者の認証手続が簡素化され、迅速かつ簡易にインターネットを利用可能となるよう以下のどちらかの仕組みを提供できること。なお、災害時に自動的に災害時開放モードに移行する仕組みを有すること。

- (1) 災害用統一 SSID 「00000JAPAN（ファイブゼロ・ジャパン）」の提供
- (2) 事業者独自の災害時開放機能（独自 SSID）

## 13. Wi-Fi サービスの運用に係るサービス提供要件

### (1) 体制

- ① サービス提供業務を行うための体制を有していること。
- ② 故障発生時等における受付け、切分け、手配等の体制を有すること。

(2) 故障対応

- ① オペレーターが 24 時間 365 日受付可能であること。
- ② 故障発生時、遠隔による故障切り分けが対応可能なこと。
- ③ AP が故障原因の場合、終日現地に駆けつけ機器交換等の対応可能なこと。

(3) 利用状況確認

- ① インターネットブラウザを用いて利用者数などの確認が可能であること。
- ② 利用状況を確認、分析ができる統計機能を有すること。

(4) カスタマサポート

- ① 利用方法などの問合せに対応できる窓口を 9 時から 21 時まで設けること。
- ② Wi-Fi 設定の変更がサポートセンター等から遠隔で対応可能なこと。

#### 14. 機器更新に係る委託業務の実施

- (1) 委託業務を行うに当たって、関係する法令などを遵守の上行うこと。委託業務を行う際に第三者に申請等が必要となる場合には受託者がすべて行うこと。またこの申請に必要となる諸経費は受託者が負担すること。
- (2) 委託業務を行うに当たって、委託者と密接に連絡を取りながら安全管理を行い事故防止に努めること。万一事故が発生した場合には受託者の責任において処理を行うと共に速やかに委託者に処理状況の報告を行うこと。
- (3) 建造物またはその他既存施設に損傷を与えた場合には、受託者の責任において解決すること。また事案が発生した際には速やかに委託者に報告を行うこと。
- (4) 各設置場所の委託業務日程の予定を委託者と協議を行い調整して進めること。
- (5) 本作業に従事する者は十分な経験と技能を有するものとし、資格が必要な作業を行う場合はその資格を有する者が業務を行うこと。
- (6) 委託業務に伴う騒音の発生や廃棄物の処理および作業場所の清掃等周囲の環境保全に対して、十分な措置を施すこと。なお、委託業務に伴う交換対象機器及び廃材については受託者の負担で処理すること。
- (7) 委託業務を行う時間帯については委託者及び各設置箇所の施設管理者からの指示に従うこと。
- (8) 受託者は機器の設置業務等にあたり、委託者の固有の情報を扱う、もしくは知り得た時は、その情報について他に漏らさぬよう守秘義務を厳守すること。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項であっても本委託業務の性質上備えて然るべきものである場合には受託者の責任において充足すること。